

夢・努力・感動

～生徒とともに～

No.4 人権・同和教育部だより

2年生 生徒・保護者版

みなさん、こんにちは。人権・同和教育部です。

今年も残りわずかになってきました。

その年の世相を漢字一文字で表す師走恒例の「今年の漢字」が発表され、「災」に決まりました。地震や豪雨、台風や記録的な猛暑など、自然災害の脅威を痛感した一年で、全国的に防災の意識が高まった年ではないかと言われています。その一方で、スポーツ界のパワーハラ問題や児童虐待、大学不正入試問題など、いわゆる「人災」と呼べるような出来事もありました。天災を機に人ととのつながりを意識するとともに、人災は防ぐためにはどうしたらよいのかを考えさせられた一年であったような気がします。ちなみに、「今年の漢字」の第二位は「平」第三位は「終」だったそうです。平成の終わりという節目に、新しい時代をより良いものにするために一人ひとりができることを考えてみたいと思います。

【11月14日の人権・同和教育HR活動について】

11月14日（水）のLHRで、人権・同和教育活動を行いました。1学期に「お互いに気持ちのよい学校生活を送るために」というテーマでグループ討議をし、望ましい集団を目指して一人ひとりが何を意識したら良いのかを中心に考えました。それを受け、2学期は学校内にとどまらず、社会一般に目を向けてみるために、「障がい者差別について」というテーマで話し合いをしました。

授業の最初に、8項目の事例の中で障がい者差別にあたるものはどれかを考えました。それをきっかけにして、「合理的配慮」という言葉を学びました。そして、愛知県の人権啓発ポスターの「車イス、4750日目」を見て、グループ討議を行いました。親友とパスタを食べに行ったのに、車イスを理由に入店を拒否されたエピソードの上の写真は、握りしめたようなしづがあり、「車イスの私」や「親友」の思いが表れているものでした。各クラスで活発な討議ができました。そのため、時間が足りなかったクラスもありましたが、最後に平成28年4月に施行された「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」の、内閣府発行のリーフレットを見て、「共生社会」を目指して、一人ひとりにできることを考えました。授業後に提出した感想から、50分という限られた時間の中で、みんなが主体的に考え、話し合って、自分の思いを深めることができたことが分かりました。

～生徒の感想より～

- ・バリアフリーやユニバーサルデザインなどの言葉はよく聞くようになったが、合理的配慮については初めて知った。自分の周囲に障がい者の人はいないので、今まであまり考えたことがなかつたけれど、もし自分に車いすの友達がいて、自分がきっかけで傷付けてしまったら想像したら悲しくなった。自分としては差別をしたお店の対応は許せない。こんなことがないようにしたい。
- ・障がい者だからと言って特別扱いをしたり何もできないと決めつけたりする前に、まずは声をかけたり相手の意思を聞いたりして、お互いに理解をすることが大切だと思った。共生社会を実現するためには、法律のことや合理的配慮についてなどを知っておくことが前提になると思う。



・お店とかで車いすの人を見たことがないので、この問題には驚いた。もしかしたら、外出しても出にくくて見かけないのかとも思った。今の自分に何ができるのかを考えたけれど、何も浮かばなくて、普段どれだけ自分が無関心だったのかが分かった。グループでの話し合いで、とにかく学ぶ機会をつくることが大切だという意見が出て、その通りだと思った。車いすの人や障がい者の存在を日頃から頭に入れておこうと思った。

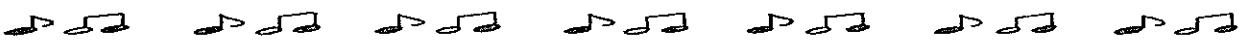
・障がいを理由に差別をすることは悪いと思うが、パスタのお店の人だけが悪いのではないのかもしれない。お店が狭くて危険だったのかもしれないし、バリアフリーにしたくてもお金がなかったのかもしれない。ただし、事情をきちんと話すなどで、嫌な思いにならないようにするべきだったと思う。難しい問題だと思うけれど、色々な視点から考えたい。

・小中学校の同級生で、耳が悪い子がいた。話しかける時には肩をたたいて合図をし、なるべく大きな声で口をはっきりと動かして話した。特に困っていることもなさそうに見えたけれど、耳が悪いことは見かけでは分からないので、実は何か困ったこと也有ったのかなと思う。自分に何ができるのか、よく分からなければ、できることがあつたらしようと思った。

・最近、ニュースで障がい者雇用の報道を見たことを思い出した。障がい者の雇用数の改ざんについてだったが、そんなことをする理由についてまでは考えなかったけれど、やっぱり差別なんだろうと思う。共生社会の実現のためにも、法律は必要だと思った。

・誰もが楽しく生きることができる社会を実現するためには、様々な人が、お互いの「その人らしさ」を認め合うことが必要だと思う。そのためには相手を尊重する心をもって、よく話し合い、相手を理解しようとするようなコミュニケーションを心がけなければならない。障がいの有無ではなく、誰とでも仲良くしていくことが、みんなが暮らしやすいと感じる共生社会の実現につながると思う。

*授業で使用したプリントの表記に「障害」と「障がい」があり、そのことに疑問をもつた人もいたようです。現在、島根県では「障がい」と書くように統一していますが、2016年の時点で政府は「障害」と表記をしていたためです。本紙面では「障がい」で統一していますが、法律では「障害」という表記であることをおことわりしております。



12月11日（火）の読賣新聞20面に「障がい者差別解消法」（2016年施行）に関する記事が掲載されました。先進地と言われる兵庫県明石市の様子がカラー写真入りで分かりやすく紹介されていました。その最後の市の職員の方のコメントは次のとおりです。「障がいのある人の暮らしにくさを取り除くことで、誰にとっても過ごしやすい街になる。」しかし、記事にもあるように全国的には明石市のような取り組みは広がっていないのが現状のようです。その背景には「合理的配慮」を求める「障がい者差別解消法」の認知度の低さがあり、知らない人が77%（2017年8月の内閣府調査より）もいるという結果が出ています。感想にもありましたが、まずは「知る」ことが大切なかもしれません。そして、意識して考え続けようと思いました。みなさんは、どのように思われましたか？



以上、文責：福田